

うるま市包括的民間委託導入に係る 事業者説明会 実施結果概要

うるま市では、将来にわたって“住みよいまち”であるため、道路や公園などのインフラ施設の新たな維持管理手法として注目されている「包括的民間委託」の導入を検討しています。

導入の検討にあたり、本市維持管理業務に携わる事業者に向け「説明会」を実施しましたので、結果概要について公表します。

説明会にご参加いただいた民間事業者の皆様に改めて御礼申し上げます。

1. プログラム

4/23（火）14:00開始	
開 会	14:00
開会挨拶	14:03－14:05
説 明	14:05－14:45
質疑応答（全体）	14:45－15:10
閉 会	15:15
質疑応答（個別）	15:15－15:30

<説明内容>

- ・ うるま市道路・公園における維持管理の現状と課題
- ・ 包括的民間委託とは
- ・ うるま市道路・公園包括管理事業（仮称）の検討案
- ・ 導入による期待効果
- ・ 今後のスケジュール

2. 参加事業者

27 社

3. 質疑応答

主な質問・意見に対する回答・対応方針案は次のとおりです。

種類	質問・意見	回答・対応方針案
業務範囲・内容	窓口も業務範囲に含まれるとあるが、市民からの通報受付は市が担当し、民間事業者に業務を依頼すればよいのではないか？	通報受付を民間事業者が行うことで、現地確認、判断、対応までを一貫して行い、スピードアップと裁量性向上を図りたいと考えている。 ただし、いきなり窓口対応を民間にすべて任せるとはならず、モデル地区での対応を見ながら、市が伴走する形で行うことを考えている。
	市民からの通報受付は24時間対応か？	現時点では、市役所の開庁時間と同じ時間（平日8:30～17:15）を想定している。
	台風襲来時の夜間対応は想定しているか。	台風通過後の一次対応を想定しているため、夜間対応は想定していない。台風の襲来が予測される日の夜間、災害対策要員（市職員）は待機しているため、翌朝以降に緊急対応を依頼する可能性はある。 なお、対応が想定よりも多かった場合の費用は、別途契約等の検討を想定している。
	対応する業務の優先順位の付け方は、今後検討するのか。	現在、市の維持管理課が行っている判断基準を共有することを考えている。
実施体制	共同企業体（JV）で担当企業を決めてしまうと、繁忙期に対応できなくなってしまう可能性があるのではないか？ 組合で仕事を受け、対応可能な企業が対応するようにしたほうが良いのではないか。	受注組織形態は、共同企業体（JV）又は事業協同組合のどちらも参加を認める方向で検討している。また、共同企業体（JV）の場合も各社の状況に合わせて構成員間で対応を調整することは可能と考えている。 民間側の体制や参加資格要件は、個別ヒアリング等で対話を重ねて検討したい。
	モデル地区以外は市の直営班が維持管理を行うのか？	モデル地区以外は、今までと同じ仕組み（市の直営班で対応する業務と民間事業者が発注する業務が混在）での運用となる。
	将来的に包括的民間委託のエリアが拡大される際、受注者として作業人員をそろえる必要がある。 その際、市で抱えている直営班を取り込むことができるのか？	市直営班の経験者を民間事業者で雇用することは選択肢として考えられる。

種類	質問・意見	回答・対応方針案
実施体制	現在の直営班は、1年契約か？	会計年度任用職員という位置づけであるため、1年契約であるが、契約協定で最大3年間雇用可能である。3年ごとに募集をかけている。
	どのような座組を考えているのか。代表企業や構成企業がどのような業種になるのか？	共同企業体による体制の一例として、マネジメント業務、巡回業務、窓口業務を担当する建設会社が代表企業、舗装修繕を担う建設会社、公園の遊具・設備保守を担う管工会社、除草や樹木管理等を担う造園会社、照明灯管理を担う電気工事会社による構成を想定している。 このうち、建設業法の許可業種である土木工事業、舗装工事業の許可を得ている構成員を1者以上含むことや道路施設修繕業務及び樹木剪定業務の業務実績を有する構成員を1者以上含むことを要件に設定することを検討しており、一部の業務では下請・再委託を認めることを考えている。
	共同企業体（JV）は3者以上でなくてはいけないか？単独で応募することはできないか。	複数事業者で共同受注することで、迅速に対応できる体制を構築いただきたいと考えているため、3者以上としている。
	企業の参加資格要件にある業務実績は、公共工事の業務実績か。	現在考えているのは、公共工事の業務実績である。共同企業体（JV）の中に1者以上、実績のある企業がいれば良いと考えている。具体的に求める実績は、対話を重ねて検討したい。
モニタリング方法	モニタリングによる評価は、どのように行うのか？ 曖昧な基準で評価するのではなく、具体的な数字で評価できるような基盤を作っていただきたい。	具体的な方法は現在検討中であるが、月例会議において、受注者から報告を行い、市が確認するというのが大きな枠組みになると想定される。 ある程度のマニュアル化や判断基準の設置を検討している。また、数量を確認する必要のある業務もあると考えているため、対話を踏まえて決めていきたい。
その他	包括管理の場合も道路工事にかかる道路使用許可は作業ごとに都度申請するのか？	先進地の事例では、包括管理事業の契約があれば、都度ではなく、一定期間まとめて申請することを可能としている。 本市でも適用できるよう、関係機関との協議を行う予定である。

4. 今後のスケジュール

今回頂いたご意見を参考にし、引き続き民間事業者との対話を重ねて、包括的民間委託導入検討を進めます。

なお、令和6年度は下記の事業者向けプログラムの開催を予定しております。

<事業者向けプログラム>

第1回事業者説明会	4/23 ※今回実施
個別ヒアリング	5/22～5/23 (5/24予備日)
先進地現地視察会	7～8月頃
第2回事業者説明会	9～10月頃



<予定>

公募開始	11月頃
包括管理モデル事業開始	令和7年度4月以降

5. 事業者向けプログラム申込方法

本事業に興味・関心をお持ちの方は、下記 URL または QR コードより事業者向けプログラムにお申込みください。

<https://https://forms.office.com/r/de2GF6r8KY>

